

5 地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業）

		0～2歳児
保育料		<u>市民税非課税世帯のみ</u> 無料
給食費	無償化前 (令和元年9月30日まで)	保育料の一部として小規模保育施設・家庭的保育施設に支払い
	無償化後 (令和元年10月1日から)	同上(変更なし)
無償化のための手続き		不要

※実費として徴収されている費用(個人の所有物となる日用品や文房具の購入費用、地域型保育施設・連携施設が主催する行事の参加費など)や保育認定時間を超えて保育を受けるための延長保育料については無償化の対象外です。

1 保育料について

市民税非課税世帯に限り保育料が無料になります。

(市民税非課税世帯以外は引き続き保育料が発生します。)

(保育料の算定に関する子どもの人数カウント方法は変わりません。)

2 給食費について

保育料の一部として施設に支払っていただきます。(これまでと変更なし。)

3 無償化のための手続きについて

無償化のための手続きは必要ありません。